

## 日本の優位性を有する技術の海外移転に関する 事前通知規制の導入と輸出者の輸出時の確認義務の拡大

—経済産業省安全保障管理小委員会中間報告が示した日本の輸出規制見直しの方向性—

独禁/通商・経済安全保障ニュースレター

2024年5月10日号

執筆者:

[中島 和穂](#)

[k.nakajima@nishimura.com](mailto:k.nakajima@nishimura.com)

[大和田 華子](#)

[h.ohwada@nishimura.com](mailto:h.ohwada@nishimura.com)

[桜田 雄紀](#)

[y.sakurada@nishimura.com](mailto:y.sakurada@nishimura.com)

[吉井 一希](#)

[k.yoshii@nishimura.com](mailto:k.yoshii@nishimura.com)

昨年24日、経済産業省に設置されている有識者の委員で構成される、産業構造審議会安全保障貿易管理小委員会は、急速な技術進歩や汎用品・汎用技術の軍事転用可能性の高まりなどの新たな安全保障環境を踏まえ、外国為替及び外国貿易法（以下「**外為法**」といいます。）に基づく輸出規制の見直しを提言する[中間報告](#)（以下単に「**中間報告**」といいます。）を公表しました<sup>1</sup>。

外為法に基づく輸出規制は、リストに掲載された特定の貨物の輸出や技術の移転について許可を必要とする規制（リスト規制）に加えて、それ以外の貨物や技術についても、大量破壊兵器や通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合には補完的に規制しています（キャッチオール規制）。また、リスト規制は、主に、多数国が参加する国際輸出管理レジームにおいて大量破壊兵器や通常兵器の開発等に用いられるおそれが高いものとして合意された品目によって構成されています。

中間報告は、国際輸出管理レジーム、特に、通常兵器の過度の蓄積の防止を目的としたワッセナー・アレンジメント（以下「**WA**」といいます。）に基づくリスト規制について以下の課題を指摘しています。

- ① WA が従前想定していなかった「国内に産業・技術基盤を有する国家」が安全保障上の関心の対象となっており、当該国家は入手した発展途上の技術や非先端のデュアルユース技術を自国で発展させて軍事転用できる。
- ② 安全保障上重要な技術は、国際輸出管理レジームにおいて規制対象となるものに限られず、汎用品・汎用技術の軍事転用可能性が高まっている。
- ③ WA に参加していない技術保有国（中国、イスラエルなど）が機微技術を保有するようになっており、WA の枠外で機微技術が拡散している。

<sup>1</sup> 同小委員会は、2023年11月以降、議題を「安全保障貿易管理の現状と論点」として、これまで5回開催されていますが、配付資料と議事録を非公開としており、内容は一切公開されていません。他方、2月に経済産業省により公表された、「経済安全保障に関する産業・技術基盤強化アクションプラン（策定後の進捗と今後の方向性）」では、技術流出対策の一内容として、産業構造審議会・安全保障貿易管理小委員会では、輸出管理制度の見直しに向けた議論をしていることが明らかになされ、特に、「貨物と異なり、技術は一度流出すれば管理が難しいため、技術に注目した新たな管理の在り方が、重要な論点」とされていました。

今後、関連する政省令の改正に進んでいくことが見込まれます（今年秋までに政省令を改正する想定であることが報じられています<sup>2</sup>。）が<sup>3</sup>、以下では、中間報告が上記の課題に関して示した輸出規制の見直しの方向性をご説明します。

## 1. 中国・ロシアを含む一般国向けの輸出の際の通常兵器の用途・需要者確認、及び、米国などのグループ A 国への輸出についてのインフォームの新設

キャッチオール規制は、①大量破壊兵器に関するもの、及び、②通常兵器に関するものに分けられますが、後者は、仕向国に応じて、**(a)** 米国などグループ A と呼ばれる 27 カ国<sup>4</sup>、**(b)** 国連武器禁輸国（イラン、北朝鮮など）、**(c)** 中国やロシアを含むそれ以外の国（一般国）に分けて規制されています。

まず、**(c)** ロシアや中国を含む一般国向けの輸出（貨物の輸出のみならず技術の移転を含みます。1.において同じ。）について、現在の規制では、経済産業省が通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるとして輸出者に通知する場合（インフォーム）を除き、輸出許可が必要となることはありません。これに対して、中間報告は、一般国向けの輸出についてインフォーム以外の方法により規制することを提言しています。

対象となる品目は、安全保障上懸念が高い品目<sup>5</sup>、及び、輸出者が用途・需要者の確認が可能な品目<sup>6</sup>で絞り込むとされています。

また、輸出者が確認すべき事項として、用途（輸出対象品目が通常兵器の開発等に用いられるか否か）のみならず、需要者（需要者が通常兵器を開発した過去の実績があるか、又は今後その予定があるか）を含めることとし、後者の需要者確認については、政府が懸念のある需要者の情報を輸出者に提供することを提言しています。この政府による情報提供方法としては、公表・周知する方法（例：米国<sup>7</sup>）、非公表・個別通知する方法（例：英国・韓国）、及び、その組み合わせの 3 通りが挙げられています。さらに、需要者が通常兵器の開発等を行った実績があったり、その予定がある場合であっても、輸出対象品目について需要者から通常兵器の開発等に用いないと説明を受けた場合など判断に迷う可能性があるところ、中間報告は、取引の条件・態様の観点から、輸出対象品目が「通常兵器の開発等に用いられるおそれがある」か否かを判定す

<sup>2</sup> 日本経済新聞「[軍民両用技術の規制強化 輸出管理方針で中間報告](#)」（2024 年 4 月 25 日）

<sup>3</sup> これまで産業構造審議会安全保障貿易管理小委員会の運用では何度か中間報告が行われていますが、当該中間報告に対応する制度の見直し毎の最終報告は行われたいようです。

<sup>4</sup> アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

<sup>5</sup> 精密誘導兵器関連の技術、軍事指揮系統の高度化に資する技術、ゲームチェンジャーとなる技術が例示されています。

<sup>6</sup> 需要者との共同開発品、需要者の要求に応じて製造する、又は特定の製品に組み込む専用設計品、輸出者等による現地での設置・保守等が必要な装置が例示されています。

<sup>7</sup> <<https://www.bis.gov/regulations/end-user-guidance#military-end-use-and-military-end-users>>

るための基準（懸念取引 Red Flags<sup>8</sup>）についても公表することを提言しています。

この中間報告に基づき見直しが行われる場合、中国やロシアを含む一般国向けの特定の品目の輸出については、輸出者が経済産業省からのインフォームを待つことなく、通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるか否かという観点から用途や需要者を確認する必要がある品目（「特定品目」）が生まれることとなります。また、その確認基準については、今後公表される Red Flags に沿った形で取引条件・態様の確認を行う必要があり、慎重な確認が必要となること見込まれます。したがって、輸出を行う事業者においては、輸出する品目が上記措置の対象となる特定品目に該当するか確認するための該非判定フローの整備や、上述した用途・需要者確認、取引条件・態様の観点から行う Red Flags に沿ったネガティブチェックを実施するための社内体制の整備が必要になるものと考えられます。

次に、**(a) グループ A 国への輸出は、現行の規制ではキャッチオール規制の対象外ですが、懸念国によるグループ A 国を経由した迂回調達に対応するため、グループ A 国の輸出管理当局との執行協力を進める一方、最終手段として、グループ A 国への輸出についてもインフォームにより輸出許可を求められるように制度を改正することも提言しています。**

## 2. 優位性を持つ日本の技術の海外への移転に関する事前通知義務

日本の外為法に基づく現行の解釈運用上、貨物の輸出や技術の移転の何れについても、取引時点の用途によって輸出許可の要否を判断することにしています。この点について、中間報告は、取引時点では民生用途であっても、その時間的経過に伴って軍事に転用される懸念があり、その懸念判明後の管理難易度は技術の方が貨物よりも高いことから、技術の種類や取引の行為類型の両面からリスクの高い取引を特定した上で国外への技術流出を防止することを提言しています。

まず、規制対象となる技術の種類は、他国が獲得に関心を持ち、日本が不可欠性や優位性を持つものという一般論を述べつつ、具体的な規制対象技術の特定に際しては、政府のインテリジェンス機能の強化や、産業界との対話が必要であるとしています。

また、規制対象となる取引の類型は、現地子会社・合併会社への製造移転、他国企業への製造委託・ライセンス供与など、他国での製造や製品開発を可能とするような行為を挙げています。

他方、規制の発動については、当初からインフォームを出して許可を求めることはせず、規制対象となる技術の種類と取引の行為類型をあらかじめ輸出者に示して、取引前（契約の締結前に）に事前に報告を求め<sup>9</sup>、経済産業省が懸念情報の共有を含めて輸出者と対話し、その懸念が解決しない場合に限ってインフォームにより輸出許可を求めるといった段階的な対応によることを提言しています。このプロセスでは、輸出者は取

<sup>8</sup> 中間報告の別紙では、諸外国の取組例として、米国の輸出管理規則（EAR）に関する 19 項目の Red Flags が掲載されており、EAR に基づく取組では、輸出者は「Red Flags」に該当する情報を得た場合、顧客に対して、疑われる状況を確認し、最終用途、最終需要者、最終仕向国などを照会する義務が生じるとされています。Red Flags の中には、例えば、「顧客等が製品の最終用途に関する情報を提供したくない」「購入者が、購入した製品が国内使用なのか、輸出なのか、再輸出なのかについて言い逃れをしたり、名確認回答しない」「顧客は製品の性能特性をよく知らないが、それでもその製品を欲しがっている」などが挙げられています。

<sup>9</sup> 中間報告では、例えば、外為法 55 条の 8 に基づく報告の対象とすることが提案されています。仮に同条の報告の対象となった場合、報告をせず、又は虚偽の報告をしたときには、罰則が科され得ます（外為法 71 条 9 号）。

引開始前に経済産業省への報告や協議が必要となることから、中間報告は、経済産業省がこの手続に要する時間を示すことを求めています。

また、輸出者が事前の報告を行わない場合には、悪質な場合を除いて、輸出者等遵守基準に基づき、丁寧な指導プロセスによる対応を図るべきであるとしており、輸出者が規制対象の取引を管理できるように社内体制の整備を促すこととしています。

この中間報告に基づき見直しが行われる場合、日本が優位性を有する技術について他国での製造や製品開発を可能にする取引の一部は、経済産業省への事前報告や協議が必要となり、場合によっては輸出許可が求められることもありますので、規制対象となる取引を把握するための社内体制の整備（特に契約締結前の報告が必要となるため、営業担当者も含めて規制を正確に理解できるよう周知する必要があります。）、この手続が必要となる場合の取引の成否や所要期間が取引スケジュールに与える影響の考慮<sup>10</sup>、技術流出の懸念を低減する方策といった点の検討や社内への周知が課題となります。

### 3. WA 以外の重層的な国際連携

中間報告は、WA は極めて多数の国が参加し、その意思決定には参加国のコンセンサスが必要であるため、規制対象品目リストに追加されるまで時間を要する一方、各国が独自で講じる輸出規制は実効性に乏しいと共に、輸出者にとっての予見可能性を欠くと指摘しています。そこで、①WA を含む国際輸出管理レジーム内で技術的議論が成熟した品目については、政治的理由によりコンセンサスに至らない場合であっても、同盟国・同志国による先行管理を行うことや、さらに機動的な方法として、②安全保障上の懸念を共有し、日本と同様の技術を保有する国と協調して先行管理を行うことを提言しています<sup>11</sup>。昨年 5 月、日本政府は、WA を補完する観点から、高性能の半導体製造装置を輸出規制の対象としましたが、今後も WA を補完する観点からのリスト規制品目への追加が増える可能性があります。

また、中間報告は、③WA における審査運用の協調（拒否事例や懸念情報の交換）による輸出管理の抜け穴防止や、④WA 非参加国（特に、シンガポール、マレーシア、フィリピン）との輸出管理の連携による第三国経由の迂回輸出の抑止について言及しており、潜脱的な輸出に対する執行活動が強化されることが予想されます。

---

<sup>10</sup> 例えば、製造拠点や合併会社の設立について特定の技術移転が前提となっている場合は、当該技術移転の可否が、製造拠点や合併会社の設立の可否及びスケジュールに影響を与えることが想定されます。

<sup>11</sup> 欧州委員会においても同様に多国間の国際輸出管理レジームの問題点が認識されており、1 月 24 日に欧州委員会が公表した EU 加盟国に適用される輸出管理規則の見直しに関する[ホワイトペーパー](#)においても、特定の加盟国（とりわけロシア）が反対したことにより多国間輸出管理体制で採用されなかった品目を含めるために、早急に解決策を模索することが重要とされ、EU のデュアルユース規制品リストを改訂することにより対応することが提案されています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要がある場合があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)